

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

質 疑 応 答 集（改定版）

平成 29 年 9 月 22 日

長野県環境部資源循環推進課

目次

| | |
|--|---|
| I 事業者の責務 | 1 |
| 問1 この条例で「事業者」とはどのような者をいうのか。 | |
| 問2 条例第4条の「管理体制の整備」とは、具体的にどのようなことをすればいいのか。 | |
| 問3 産業廃棄物の処理等に関する基準、木くず（木くずチップ）の保管基準、木くずチップの使用基準は、廃棄物処理業者にだけ適用されるのか。 | |
| II 産業廃棄物の処理等に関する基準 | 2 |
| 問1 廃止されたトンネルで廃棄物を保管するときは、雨水等はかからないので、屋根や覆いは不要となるか。 | |
| 問2 「火災の発生を防止するために必要な措置」とは、具体的にはどのようなことが必要なのか。 | |
| 問3 「消火器その他の消火設備」とは、具体的にどのような設備が必要なのか。 | |
| 問4 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず又はがれき類といった、火災の危険性が全くないと思われる産業廃棄物についても「火災の発生を防止するために必要な措置」「消火設備の設置」が必要になるのか。 | |
| II-2-1 木くずの保管期間 | 3 |
| 問1 条例で定める保管期間の制限がかかる木くずとは。 | |
| 問2 建設工事における支障木の除去に伴って排出された木くずは条例で定める保管期間の制限がかかるのか。 | |
| 問3 木くずの保管容器の大きさ、材質及び形状は問わないのか。 | |
| 問4 木くずを、屋根を設置し、かつ四方を壁で囲まれた建築物の内部に保管した場合は「容器で保管」したものとなるか。 | |
| 問5 森林内の工事に伴い排出される木くずは保管期間の規制対象になるのか。 | |
| 問6 木くずの保管場所を移動した場合、移動先で保管を開始した時点から保管期間が起算されるのか。 | |
| II-2-2 木くずチップの保管期間 | 4 |
| 問1 木くずを切断・破砕・粉砕しただけで木くずチップとして有価物扱いになるのか。 | |
| 問2 間伐材や木材を切断等したものは木くずチップか。 | |
| 問3 木くずチップは解体系木くず等を切断等したものに限られるか。 | |
| 問4 木くずチップの定義として「廃棄物でないもの」とあるが、廃棄物かどうかはどのように判断するのか。 | |
| 問5 木くずチップを保管する容器の大きさ、材質及び形状は問わないのか。 | |
| 問6 屋根を設置し、かつ、四方を壁で囲まれた建築物の内部に木くずチップを保管した場合は「容器で保管」したものとなるか。 | |
| 問7 木くずチップの一部を容器に保管し、一部は容器なしで保管している場合は、容器なしで保管している木くずチップについてのみ保管期間の制限の対象とするのか。 | |
| 問8 木くずチップの保管に関する基準の内容はなにか。 | |
| 問9 林道工事等の森林内の工事に伴い排出される木くず及びその木くずから製造した木くずチップは保管期間の規制対象になるのか。 | |
| 問10 木くずチップの保管場所を移動した場合、移動先で保管を開始した時点から保管期間が起算されるのか。 | |
| II-3 木くずチップの使用基準 | 6 |
| 問1 木くずチップの使用についてなぜ規制するのか。 | |
| 問2 木くずガイドラインでは燃料として使用する場合の施設基準や堆肥の水分調整の目的 | |

で使用するときの基準が定められているが、条例上は制限がなくなったのか。

- 問3 木くずガイドラインでは、合板やペンキ等の塗装剤が付着した木くずから作った木くずチップについて規制があったが、条例では制限がなくなったのか。
- 問4 建築物の新築、改築又は除去（解体）に伴い生じた木くずから作った木くずチップを、原則使用禁止としたのはなぜか。
- 問5 CCA 処理又はクレオソート処理した木材以外の防腐処理木材から製造した木くずチップは使用していいのか。
- 問6 木くずチップの使用者は、CCA 処理又はクレオソート処理したもの以外の木くずから作られたチップであることをどうやって確認するのか。
- 問7 いかなる場合でも 10 センチ以下の厚さでマルチングしなければならないのか。
- 問8 路面の保護材、遊具等の衝撃吸収材、緑化基盤材等に使用するとき、「最低限必要な範囲」とはどのくらいの施工範囲をいうのか。
- 問9 これまで木くずガイドラインではカラーチップはできるだけ使用しないこととされていたが、この条例では特段規制されないのか。

II-4 排出事業者の講ずべき措置 8

- 問1 県外（この条例が適用されない長野市の区域を含む。以下同じ。）で産業廃棄物を排出する者はこの条例でいう「排出事業者」となるか。
- 問2 排出事業者の講ずべき措置としては具体的にどのようなものがあるか。
- 問3 排出事業者が自らその産業廃棄物を処理する場合は、条例で定める講ずべき措置は実施しなくても良いか。
- 問4 排出事業者の講ずべき措置の例として適正処理に要する市場価格の確認が挙げられているが、具体的にどのような方法で確認するのか。
- 問5 排出事業者が、県外においてその産業廃棄物の不適正な処理が行われることを知ったときは、支障の除去等の措置及び知事への報告は実施しなくて良いか。
- 問6 行政処分や行政指導の状況、環境マネジメントシステム取得状況等についてどうやって調べたらよいか。
- 問7 行政処分等の状況や、環境マネジメントシステム取得状況等で処理委託先を判断しなければならないのか。
- 問8 処理施設の現地確認をする場合は、施設の所在地が県外等の遠距離の場合でも確認するのか。

II-5 工事発注者・工事発注事業者の講ずべき措置 10

- 問1 工事発注者の講ずべき措置とは具体的にどこか。
- 問2 許可の番号はどうやって調べるのか。
- 問3 行政処分や行政指導の状況はどうやって調べるのか。
- 問4 いわゆる自社処理業者に工事を発注するときの「処理の場所の現地の状況」の確認は、具体的にはどのようにすればよいか。また、どのくらいの頻度で確認することが必要なのか。
- 問5 工事受注者が建設廃棄物の処理を委託する場合、現地確認はしなくていいのか。
- 問6 工事請負契約を結ぶ前に包括的な廃棄物処理の委託契約を結んでいる場合があるが、この場合この条例はどのように適用されるか。
- 問7 最終処分がいつ終了したかは工事発注事業者にわからないので、支障の除去等の措置を講じることは困難でないか。
- 問8 不適正処理が行われたときには具体的にどのような措置を講じる必要があるか。

II-6 工事受注者の講ずべき措置 12

- 問1 建設工事の下請、孫請が行われた場合、工事受注者は誰になるのか。
- 問2 工事の発注者が個人の場合と事業者の場合とで講ずべき措置に違いがあるか。
- 問3 「産業廃棄物の処理を適正に行い得ることの説明等」とは、すなわち工事受注者が自

ら処理することを想定するものか。

問4 工事受注者が行うべき説明事項のうち、適正な処理に要する費用について説明のために交付すべき書類については規定がないが、どうすればよいか。

問5 工事受注者が電子マニフェストを使用している場合、規則第12条で定める「産業廃棄物管理票等の写し」はどのように交付したらいいか。

II-7 土地所有者等の講ずべき措置 13

問1 土地所有者等は廃棄物の不適正処理が行われぬような土地の管理をしなければならないか。

問2 土地所有者等が県外に居住している場合は、当該土地の管理が十分できないが、どうすればよいか。

問3 廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に土地を使用させる場合に講ずべき措置は何か。

問4 土地を使用しようとする者の行政処分歴等の調査はどうやって行うのか。

問5 土地の管理を、他人に任せている土地所有者の場合、支障除去の責任は誰が問われるのか。

問6 不適正処理がなされたときには具体的にどのような措置を講じる必要があるか。

III 再生利用業者指定制度 14

問1 産業廃棄物を再生利用する場合、この条例の指定を受けなければならないのか。

問2 再生利用業の指定を受けた場合において、処理施設の規模が法第15条の許可を要するものであったとき、施設設置許可は不要となるか。

問3 「営利を目的としないこと」が指定要件となっているが、株式会社は再生利用業の指定を受けることができるか。

問4 再生利用業者は許可業者と同様に自由に産業廃棄物の処理を受託できるのか。

問5 指定産業廃棄物の処理に関する基準はどんな事項か。

IV-1-1 周辺地域等について 15

問1 周辺地域の範囲は誰が決めるのか。

問2 施設敷地境界からの距離は実測する必要があるか。

問3 周辺地域の決定の根拠となる施設敷地境界からの距離は、絶対的なものか。

問4 施設敷地境界からの距離内に自治会等の区域が含まれれば、その部分に人家があるかどうか等の事情にかかわらず、その自治会全体が周辺地域となるのか。

問5 周辺地域の範囲は県外に及ぶのか。

問6 自動車リサイクル法の解体施設・破碎施設に係る周辺地域の範囲はどうなるのか。

問7 処分業の許可又は再生活用業の指定に関して、移動式の処理施設を排出場所においてのみ使用する場合は、周辺地域の範囲はどう考えるのか。

問8 周辺地域を管轄する市町村に住民票をおくことは関係住民となるうえで必須か。

問9 周辺地域内に居住していない者のうち、関係住民となる者は。

問10 周辺地域内の事業場に通勤する者、通勤通学等で周辺地域を毎日通過する者は関係住民となるか。

問11 周辺地域の外で廃棄物の積載車両が通行する道路沿いの住民は関係住民となるか。

問12 生活環境の保全に関する協定（環境保全協定）は必ず締結しなければならないか。

問13 環境保全協定の内容は、県が決めるのか。

問14 環境保全協定を遵守しない場合は罰則等が適用されるのか。

IV-1-2 廃棄物の処理に関する記録・閲覧について 18

問1 いわゆる自社処理業者（受注した建設工事に伴い排出した産業廃棄物を自ら処理する者で廃棄物処理法の業許可を有しないもの）には記録・閲覧の義務があるか。

問2 記録すべき事項として「点検」とあるが、これはどのようなものか。

- 問3 記録を閲覧しようとするときは、事前の申し込みが必要か。
- 問4 事業者が閲覧請求者に対し、閲覧目的を聴取することは許されるか。
- 問5 記録の閲覧請求は住所等を明かさずにできるのか。
- 問6 閲覧者の住所氏名等を閲覧簿に記入するよう求めることはできるか。
- 問7 記録の閲覧はいつでもできるのか。
- 問8 記録のコピーや撮影は許されるか。記録内容を印刷した書面や記録の電子コピーを交付したり、記録自体を貸し出しするよう求めることはできるか。
- 問9 記録の内容は閲覧者が自由に使用・公表等してかまわないか。
- 問10 条例第30条の「閲覧を拒んだとき」とは、どのような場合をいうのか。
- 問11 閲覧を拒むことができる正当な理由とはどのようなものがあるか。

IV-2 事業計画協議制度 20

- 問1 収集運搬業者は協議手続のどの部分を省略できるのか。
- 問2 積替保管施設を有する収集運搬業者は、周辺地域の範囲を自由に決められるのか。
- 問3 処理能力のアップを伴わない変更であれば規則第26条第3号にあたるものとして協議不要となるか。
- 問4 処分業の許可を新規に申請する場合において使用する施設の新規設置許可を申請するとき等、同一事業場内において複数の許可申請を同時期に行うときには、一つの許可申請に係る協議を行えば他の許可申請に係る協議を行ったものとしてよいか。
- 問5 協議不要となる規則第26条第6号の「知事が特に認める者」とは、どのようなものがあるか。
- 問6 変更の届出案件については協議不要か。
- 問7 事業計画（概要）説明会の開催について事前に十分周知し、会場や日程も適切に選定して開催したにも関わらず、関係住民の出席がなかった、又は若干名程度だった場合、条例に定める説明会を実施したことになるのか。
- 問8 事業計画概要説明会・事業計画説明会とも、関係住民以外の者が参加することはできるか。
- 問9 説明会の実施に当たっては参加者の住所・氏名等の申告（参加者名簿への記帳等）を求めることはできるか。
- 問10 説明会に関する記録中、質疑応答の状況については、質問者の肩書や氏名を記録する必要があるか。
- 問11 事業計画（概要）書に対する意見書は、所定の期間の末日までに“発送”すればよいのか。それとも相手方に“到達”していることが必要か。
- 問12 関係住民以外でも「環境保全上の見地から意見を有する者」として意見書を提出することはできるか。
- 問13 事業者又は知事あての意見書を、住所や名前を伏せて提出することはできるか。また、住所等を伏せて縦覧するよう申し出ることは可能か。
- 問14 意見書中、「事業計画者の氏名」欄から「意見を提出する者の区分」まで全て記入が必要か。
- 問15 事業計画（概要）説明会の経過はどのように記録したらいいか。終了報告書に録音物を添付すれば足るか。
- 問16 事業計画協議の過程を経てもなお、関係住民の相当数が事業計画に反対している場合、どうなるのか。
- 問17 事業計画協議が必要な案件について、協議を行わないまま許可申請したらどうなるか。
- 問18 不測の事態により、事業計画協議終了後に事業計画を廃止又は変更する場合、どのような手続が必要か。
- 問19 事業計画協議終了後、許可申請はいつまでにする必要があるか。

I 事業者の責務

問1 この条例で「事業者」とはどのような者をいうのか。

答1 県の区域内（この条例が適用されない長野市の区域を除く。）で事業活動をしている者をいう。すなわち、廃棄物処理業者だけでなく、産業廃棄物を排出する事業者を含む。

問2 条例第4条の「管理体制の整備」とは、具体的にどういうことをすればいいのか。

答2 平成16年に経済産業省主導で策定した「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」を参考に、事業者（企業）の実情に即して適切に対応されたい。同ガイドラインの内容を抜粋・要約紹介するとつぎのとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 経営者は全社に対して廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた経営理念を提示し、全社的な取組を進めていくことを明確に指示する② 全社レベルでの廃棄物の管理を担当する部門を決め、各部門の責任範囲と権限を定める③ 廃棄物管理担当部門は、廃棄物の流れの全社的把握と減量化を含めた計画策定、3R推進に向けた分別ルールの整備にあたる④ 各店舗・事業所は、それぞれ現場の廃棄物管理担当者を決め、廃棄物等の発生現場として日常的な管理、実績の取りまとめ及び廃棄物担当部門への報告等を行う⑤ 廃棄物等の管理に係る状況を定期的に監査する仕組⑥ 情報の共有と改善すべき点のフィードバック |
|--|

ガイドラインは経済産業省のウェブサイト

(<http://www.meti.go.jp/committee/downloadfiles/g40917cj.pdf>) でダウンロードすることができる。

問3 産業廃棄物の処理等に関する基準、木くず（木くずチップ）の保管基準、木くずチップの使用基準は、廃棄物処理業者にだけ適用されるのか。

答3 県の区域内において、全ての者に適用される。したがって、県の区域内で産業廃棄物を保管する場合、木くずや木くずチップを保管又は使用する場合は、排出事業者についても適用となる。

II 産業廃棄物の処理等に関する基準

問1 廃止されたトンネルで廃棄物を保管するときは、雨水等がかからないので、屋根や覆いは不要となるか。

答1 廃棄物の保管場所の底面、側面及び天井が既に不浸透性の材質で覆われている場合は、改めて屋根や覆いを掛ける必要はない。

問2 「火災の発生を防止するために必要な措置」とは、具体的にはどのようなことが必要なのか。

答2 例えば、有機性の廃棄物であれば、

- 腐敗に伴う発熱等により自然発火することがないように小分けにする
 - 腐敗を防止するため雨水等がかからないようにする、
- 等、火災の発生自体を防止する措置を講ずることが必要である。

廃棄物の種類、性状、量等により必要となる措置はさまざまであり、廃棄物を保管する者の責任で措置を講じなければならない。

問3 「消火器その他の消火設備」とは、具体的にどのような設備が必要なのか。

答3 必要な設備の程度は廃棄物の種類等に応じてさまざまであるため、廃棄物を保管する者の責任で措置を講じなければならない。

消防が出動して消火作業に当たるまでの間延焼を食い止める程度の設備が望ましい。

問4 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず又はがれき類といった、火災の危険性が全くないと思われる産業廃棄物についても「火災の発生を防止するために必要な措置」「消火設備の設置」が必要になるのか。

答4 これらのものについては火災の発生自体が想定できないため、いずれも当然に不要となるものである。

Ⅱ-2-1 木くずの保管期間

問1 条例で定める保管期間の制限がかかる木くずとは、つぎのうちどれか。

- ① 建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。以下「解体木くず等」という。）
- ② 木材又は木製品の製造業に係るもの
- ③ 家具製造業に係るもの
- ④ 輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの
- ⑤ 貨物の流通のために使用したパレット等に係るもの
- ⑥ PCB が染み込んだもの
- ⑦ 庭木の剪定枝等

答1 それぞれ次のとおり。

- ① 原則として制限がかかる。
- ②～⑥ 条例の制限はかからない。（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）による保管期間の規制はかかる。）
- ⑦ そもそもこの条例でいう木くず（産業廃棄物）に当たらない。

問2 建設工事における支障木の除去に伴って排出された木くずは保管期間の制限がかかるのか。

答2 産業廃棄物であり、制限がかかる。

問3 木くずの保管容器の大きさ、材質及び形状は問わないのか。

答3 大きさ、材質及び形状は問わないが、飛散流出の防止、地下浸透の防止等、法の保管基準が遵守でき、生活環境の保全上の支障が生じないことが前提となる。

問4 木くずを、屋根を設置し、かつ四方を壁で囲まれた建築物の内部に保管した場合は「容器で保管」したものとなるか。

答4 生活環境保全上の支障が発生するおそれのない構造のものであれば、当該建築物を「容器」として取り扱う。

問5 森林内の工事に伴い排出される木くずは保管期間の規制対象になるのか。

答5 当該工事が工作物の新築、改築又は除去である場合は対象となる。

ただし、林道工事等の山奥で行われる建設工事に伴う支障木で搬出に時間がかかる場合等特段の事情がある場合は、「知事が特に必要と認める」ものに該当し、90日を越えて保管することが認められることがある。

なお、このような除去後の支障木を山林内の小規模な土留め工事等に有効利用することが行われているが、この場合は木くず（すなわち廃棄物）として規制する必要がないものとして、法及び条例の規制対象外となる。

問6 木くずの保管場所を移動した場合、移動先で保管を開始した時点から保管期間が起算されるのか。

答6 お見込のとおりだが、具体的な処分予定のないまま保管場所を移動することは不法投棄に当たる可能性が高い。

Ⅱ-2-2 木くずチップの保管期間

問1 木くずを切断・破碎・粉碎しただけで木くずチップとして有価物扱いになるのか。

答1 ならない。総合判断説に基づき、個別に事情を見て、廃棄物かどうかを判断していくこととなる。

問2 間伐材や木材を切断等したものは「木くずチップ」か。

答2 このようなものを一般に木くずチップと呼ぶことはあるが、この条例でいう「木くずチップ」にはあたらない。

木材加工の過程で生じたカンナクズやオガクズ等を集積・選別した結果価値が生じたものも木くずを切断等したものでないため、「木くずチップ」ではないし、木材から直接製造したバージンチップもこの条例でいう「木くずチップ」とはならない。

問3 「木くずチップ」は解体系木くず等を切断等したものに限られるか。

答3 産業廃棄物である木くずを切断等したものは「木くずチップ」となる可能性があるものであり、解体系木くず等を切断等したものに限らない。

問4 木くずチップの定義として「廃棄物でないもの」とあるが、廃棄物かどうかはどのように判断するのか。

答4 廃棄物かどうかは、使用目的に応じた合理的な使用方法であるか、適当な性状を備えているものかどうか等、いわゆる総合判断説に基づき判断することになる。

なお、この条例で定める基準に違反した場合は、廃棄物の不法投棄・不適正処理に当たる可能性が高いものとして、法が適用されることとなる。

問5 木くずチップを保管する容器の大きさ、材質及び形状は問わないのか。

答5 大きさ、材質及び形状は問わないが、使用目的に相応しい性質をその木くずチップが維持できるものであることが前提となる。

問6 屋根を設置し、かつ、四方を壁で囲まれた建築物の内部に木くずチップを保管した場合は「容器で保管」したものとなるか。

答6 飛散流出や地下浸透のおそれがない等、生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであれば、当該建築物を「容器」として取り扱う。

問7 木くずチップの一部を容器に保管し、一部は容器なしで保管している場合は、容器なしで保管している木くずチップについてのみ保管期間の制限の対象とするのか。

答7 お見込のとおり。

問8 木くずチップの保管に関する基準の内容はなにか。

答8 この条例で定める産業廃棄物の保管基準（地中で保管する場合の措置や消火設備の設置等）及び廃掃法の産業廃棄物の保管基準を準用するものである。

つまり、保管場所の表示（石綿含有産業廃棄物に関する表示の部分を除く。）、勾配等に関する規制、害虫等の発生防止に関すること等が、木くずチップについても適用されることとなる。

問9 林道工事等の森林内の工事に伴い排出される木くず及びその木くずから製造した木くずチップは保管期間の規制対象になるのか。

答9 当該工事が建設工事（工作物の新築、改築又は除去）である場合は、条例の保管期間の制限がかかる。道路も工作物であり、対象となる。

なお、保管行為ではなく土留めやマルチング等に利用している場合であれば、そもそも保管期間の制限はかからない。

問10 木くずチップの保管場所を移動した場合、移動先で保管を開始した時点から保管期間が起算されるのか。

答10 お見込のとおり。

Ⅱ-3 木くずチップの使用基準

問1 木くずチップの使用についてなぜ規制するのか。

- 答1 ① 木くずの中間処理物（すなわち木くず）と性状において相違するものでない（生活環境の保全上の支障の発生の可能性がある）こと、
② マルチング材等と称し多量に農地等に散布し、生活環境に影響を与えている例がみられたこと、
③ 特に、クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤で処理した木材（CCA 処理木材）のように有害物質が含まれたものはリサイクルに適さず、適切に処理（焼却又は埋立）することが求められていること（「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成 13 年農水・経産・国交・環告）を参照されたい。）、

等から、木くずチップの使用方法について規制を行うこととした。

これまでの「長野県における木くず等の利用・保管に係るガイドライン」（以下「木くずガイドライン」という。）に基づく規制内容を条例に取り込んだものである。

問2 木くずガイドラインでは燃料として使用する場合は施設基準や堆肥の水分調整の目的で使用するときの基準が定められているが、条例上は制限がなくなったのか。

答2 燃料その他の規則に定めのない使用目的で使用する場合は、性状に関する基準のみ適用となる。すなわち、使用目的を問わず、

- ① 建築物の解体等から発生した木くずをチップにしたもの
- ② 廃棄物が混入し、又は付着したもの
- ③ 大きさが 10 センチメートルを超えるもの

は、原則として使用禁止としている。

問3 木くずガイドラインでは、合板やペンキ等の塗装剤が付着した木くずから作った木くずチップについて規制があったが、条例では制限がなくなったのか。

答3 合板や塗装剤の付着した木くずを原材料とした場合は、廃棄物の混入（廃プラスチック等）が不可避であるため、使用が禁止される木くずチップ（廃棄物の付着、混入したもの）となる。

問4 建築物の新築、改築又は除去（解体）に伴い生じた木くずから作った木くずチップを、原則使用禁止としたのはなぜか。

答4 建築物の新築、改築又は除去（解体）に伴い生じた木くず（以下「解体等木くず」という。）については、条例制定時に CCA 処理木材を含む木くずの使用等、生活環境の保全上支障のある利用がみられたため、こうした木くずチップの使用を原則禁止とし、「ただし、知事が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用にあつては、この限りでない。」としたものである。

なお、「知事が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用」の例として、逐条解説に掲げた「排ガス処理装置にバグフィルターを備えた木質ボイラーでの使用」については、CCA 処理木材やクレオソート油処理木材であっても使用できる。

一方、逐条解説にある「使用する側における利用実態を知事が確認し認めた使用」については、どのような解体等木くずをどのように利用したかの全般について確認して判断することになるが、少なくとも建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成

12年法律第104号)の趣旨に沿って排出から使用までの全ての工程においてCCA処理木材等の混入のおそれがないよう適切に再資源化されたものの使用については、条例施行規則第6条第2号又は第3号に規定する木くずチップの使用を含め、一律に禁ずる趣旨ではない。

問5 CCA処理又はクレオソート処理した木材以外の防腐処理木材から製造した木くずチップは使用していいのか。

答5 当面の間、お見込のとおり(条例ただし書の「知事が認める場合」に該当する場合。)

問6 木くずチップの使用者は、CCA処理又はクレオソート処理したものの以外の木くずから作られたチップであることをどうやって確認するのか。

答6 通常、市場で取引される木くずチップについては、防腐処理木材由来でないことが要求されており、品質保証の一環として事業者(製造者)が行うべきことである。

問7 いかなる場合でも10センチ以下の厚さでマルチングしなければならないのか。

答7 生活環境の保全上の支障がない使用にあたるものとして、ブルーベリーの栽培にあつては、営農技術上の必要性があるため、15センチ程度まで認めることとしている。また、山林(地目にかかわらず、現況が山林である土地)においては、下生えの厚さ等の事情があり、30センチ程度まで認めることとしている。

問8 路面の保護材、遊具等の衝撃吸収材、緑化基盤材等に使用するとき、「最低限必要な範囲」とはどのくらいの施工範囲をいうのか。

答8 施工場所・施工方法・使用目的ごとに異なるが、使用目的に照らして過大又は過小でないことが必要となる。「最低限必要な範囲」とであると判断した根拠について施工者の責任で客観的な基準に基づき立証する必要があるものである。

問9 これまで木くずガイドラインではカラーチップはできるだけ使用しないこととされていたが、この条例では特段規制されないのか。

答9 カラーチップが木くずチップを塗装したものである場合も、性状基準・使用基準に違反しないのであれば特段の規制はない。ただし、カラーチップの使用に当たり生活環境の保全上支障が生じないように注意すること。

II-4 排出事業者の講ずべき措置

問1 県外（この条例が適用されない長野市の区域を含む。以下同じ。）で産業廃棄物を排出する者はこの条例でいう「排出事業者」となるか。

答1 この条例で排出事業者とは「県内で」産業廃棄物を排出する者である。従って、条例の効力が及ばない県の区域外で産業廃棄物を排出する者は「排出事業者」とならない。

問2 排出事業者の講ずべき措置としては具体的にどのようなものがあるか。

答2 廃棄物処理の委託の前においては、商行為で通常行う取引先の信用度の調査と同程度の注意を廃棄物の処理委託についても払うことを求めるものであるので、具体的にどのような措置を講ずるのかは排出事業者の自己責任の範囲である。

具体的な措置の内容については、経済産業省で排出事業者向けに公表している「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」や、当県で作成した“「排出事業者、工事発注者、工事受注者、土地所有者等の講ずべき措置」の手引き”に例示されているので、参考にされたい。

処理委託後においては、不適正処理が行われていないことを確認するための措置として、マニフェストの確認、現地の状況確認等がある。

万一不適正な処理が行われた場合にあっては、それにより生じた生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置（廃棄物の撤去、飛散流出防止のための覆いの設置、継続して処理委託している場合は取引の停止等の措置）及び知事への報告を要する。

問3 排出事業者が自らその産業廃棄物を処理する場合は、条例で定める講ずべき措置は実施しなくても良いか。

答3 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合にはこの条例が適用となり、条例第 11 条に基づき不適正処理を防止するための措置等を講ずる必要があるが、自ら処理する場合は条例が適用されない。

なお、自ら中間処理を行い、最終処分のみ委託する場合は、最終処分の部分について排出事業者として適切に措置を講ずることが求められることとなる。

問4 排出事業者の講ずべき措置の例として適正処理に要する市場価格の確認が挙げられているが、具体的にどのような方法で確認するのか。

答4 複数の処理業者から見積徴収する等の方法で調査すること。

問5 排出事業者が、県外においてその産業廃棄物の不適正な処理が行われることを知ったときは、支障の除去等の措置及び知事への報告は実施しなくて良いか。

答5 県外での不適正処理についてはこの条例の規定は適用とならないが、所管する関係機関の指示するところに従って、適切な対応を取ることとされたい。

問6 行政処分や行政指導の状況、環境マネジメントシステム取得状況等についてどうやって調べたらよいか。

答6 行政処分等に関する情報提供は県に求めることができる。環境マネジメントの取得状況については相手方への聴取やウェブサイト閲覧等により、取得状況を確認されたい。

問7 行政処分等の状況や、環境マネジメントシステム取得状況等で処理委託先を判断しな

ければならないのか。

答7 廃棄物の処理が適正に行われる可能性を確認するための一つの手段である。

問8 処理施設の現地確認をする場合は、施設の所在地が県外等の遠距離の場合でも確認するのか。

答8 県外に処理施設がある場合は、現地確認までは行わなくてもよいが、必要な情報を得るよう努めてもらいたい。

Ⅱ-5 工事発注者・工事発注事業者の講ずべき措置

問1 工事発注者の講ずべき措置とは具体的にどこか。

答1 工事発注者（個人については工事の規模を問わず、事業者については一定規模未満の工事を発注する場合にこれに該当する）は、

- ① 廃棄物の処理計画の確認、
 - ② 工事受注者が廃棄物の処理を他の業者に委託する場合は、その委託先の業者の廃棄物処理業の許可の有無並びに行政処分及び行政指導の状況の確認、
 - ③ 工事受注者が自分で廃棄物を処理する場合は、工事受注者の廃棄物処理業の許可の有無又は処理の場所の現地確認並びに行政処分及び行政指導の状況の確認、
- 等について、排出事業者の講ずべき措置に準じて、発注した建設工事に伴い排出される産業廃棄物の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ただし、内容、方法、確認事項等は任意であるので、できる範囲で行えば足りるものである。

問2 許可の番号はどうやって調べるのか。

答2 長野県知事の許可を受けている者であれば、所持している許可証に番号が記載されている。県のホームページで確認することも可能である。

問3 行政処分や行政指導の状況はどうやって調べるのか。

答3 行政処分等に関する情報提供は県に求めることができる。

問4 いわゆる自社処理業者に工事を発注するときの「処理の場所の現地の状況」の確認は、具体的にはどのようにすればよいのか。また、どのくらいの頻度で確認することが必要なのか。

答4 現地に赴いて現状視察することが必要である。ただし、漫然と状況を目視すれば足るものではなく、不適正な処理が行われ、又はそのおそれがないことを確認することが求められる。

回数については特段の制限はないが、処理の状況によっては複数回の確認が必要な場合もあり得る。

問5 工事受注者が建設廃棄物の処理を委託する場合、現地確認はしなくていいのか。

答5 工事受注者が許可を受けた廃棄物処理業者へ委託する場合、工事発注事業者は処理業者の氏名、処理業の許可等があることを確認すれば、現地確認の必要はない。

問6 工事請負契約を結ぶ前に包括的な廃棄物処理の委託契約を結んでいる場合があるが、この場合この条例はどのように適用されるか。

答6 廃掃法では、委託契約に記載すべき事項が定められており、その一部の事項（数量等）は個別具体の工事の中身が確定しなければ記載不可能である。したがって、工事請負契約を締結し、数量等法定事項がすべて記載できる段階になって、不完全な契約の内容が補完され、契約として完成することになるので、契約の締結はその時点で行われたものと考えらるべきである。

問7 最終処分がいつ終了したかは工事発注事業者にわからないので、支障の除去等の措

置を講じることは困難でないか。

答7 排出者（工事受注者）が処理業者に処理を委託してから 180 日以内に最終処分が終了した旨を記した産業廃棄物管理票（E 票）が返送されない場合、排出者は廃掃法上支障の除去等の措置を講ずべきこととされている。

この 180 日に規則第 12 条で定める 10 日を加えた期間内に受注者から説明が行われな
いときは、工事受注者に対する督促等を行い、その結果を知事へ報告することで足る。

なお、督促しても説明がなされない場合は、知事が当該工事受注者に対し、工事発注
事業者へ説明をするよう勧告することとなる。

問8 不適正処理が行われたときには具体的にどのような措置を講じる必要があるか。

答8 排出事業者の講ずべき措置の例（Ⅱ－4 排出事業者の講ずべき措置の間 2）を参考
にされたい。

II-6 工事受注者の講ずべき措置

問1 建設工事の下請、孫請が行われた場合、工事受注者は誰になるのか。

答1 建設工事を施主（工事発注者）から直接請け負った元請業者が工事受注者となる。

問2 工事の発注者が個人の場合と事業者の場合とで講ずべき措置に違いがあるか。

答2 講ずべき措置の内容については相違がないが、工事発注者（個人及び基準に満たない小規模な工事を発注する事業者）と工事発注事業者（規則で定める基準以上の工事を発注する事業者）にとでは、次のような違いがある。

① 工事発注者の場合

工事発注者から求めが無ければ説明等の措置を講ずる義務は無いこと。

② 工事発注事業者の場合

工事発注事業者からの求めの有無に関わらず、説明等の措置を講ずること。

問3 「産業廃棄物の処理を適正に行い得ることの説明等」とは、すなわち工事受注者が自ら処理することを想定するものか。

答3 自ら処理する場合はもとより、他人に処理を委託する場合（排出事業者として適正に処理を委託できるかどうか）も含む。

問4 工事受注者が行うべき説明事項のうち、適正な処理に要する費用について説明のために交付すべき書類については規定がないが、どうすればよいか。

答4 できるだけ複数の処理業者から徴した見積書等の写しを交付すること。

（1者のみからの見積書では適切かつ十分な説明とならないことがある。）

問5 工事受注者が電子マニフェストを使用している場合、規則第12条で定める「産業廃棄物管理票等の写し」はどのように交付したらいいか。

答5 電子マニフェストの記載内容をA4単票の形式でプリントアウトし、これを工事発注事業者に交付することとされたい。

Ⅱ-7 土地所有者等の講ずべき措置

問1 土地所有者等は廃棄物の不適正処理が行われないような土地の管理をしなければならないか。

答1 例えば、①定期的な土地の状況の確認、②普段自ら使用しない管理用の私道の封鎖、③不法投棄されにくい環境の整備（草刈り、ごみ拾い、立て看板の設置等）等。できる範囲で構わないが、全ての土地所有者等にこのような措置を講ずるよう求めるもの。

問2 土地所有者等が県外に居住している場合は、当該土地の管理が十分できないが、どうすればよいか。

答2 周辺住民への連絡先の周知等、廃棄物の不適正処理が行われたときに対応がとれるようにすることも足るが、県外居住者であってもできる範囲で答1に例示するような措置を講ずること。

問3 廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に土地を使用させる場合に講ずべき措置は何か。

答3 例示すれば、

- ① 相手方（転借人がいる場合は転借人まで含めて）の当該土地の使用目的の確認、
- ② 使用に関しての契約書の締結、
- ③ 契約書の条項として法令遵守義務及び使用目的に反した場合の契約解除（原状回復義務を相手方に課すことを含む。）、
- ④ 相手方の行政処分歴・行政指導の状況等の調査
- ⑤ 定期的な当該土地の状況の確認

等がある。

問4 土地を使用しようとする者の行政処分歴等の調査はどうやって行うのか。

答4 排出事業者の講ずべき措置の例を参考にされたい。

問5 土地の管理を、他人に任せている土地所有者の場合、支障除去の責任は誰が問われるのか。

答5 その土地を管理する者が負う。

問6 不適正処理がなされたときには具体的にどのような措置を講じる必要があるか。

答6 排出事業者の講ずべき措置の例を参考にされたい。

Ⅲ 再生利用業者指定制度

問1 産業廃棄物を再生利用する場合、この条例の指定を受けなければならないのか。

答1 産業廃棄物を再生利用する場合は、再生利用業の指定又は産業廃棄物処分業の許可が必要である。

問2 再生利用業の指定を受けた場合において、処理施設の規模が法第 15 条の許可を要するものであったとき、施設設置許可は不要となるか。

答2 再生利用業の指定はあくまでも処理業に係る特例であり、設問の場合は施設設置について許可が必要である。

問3 「営利を目的としないこと」が指定要件となっているが、株式会社は再生利用業の指定を受けることができるか。

答3 再生利用業の指定を受けることはできるが、廃棄物の処理に関する事業に係る経理関係と再生品の販売その他の事業に係る経理関係を区分し、廃棄物処理部門において利益を得ていないことを明確にすることが望ましい。

問4 再生利用業者は許可業者と同様に自由に産業廃棄物の処理を受託できるのか。

答4 再生利用業者は、指定に係る産業廃棄物の排出事業者のみから委託を受けるものであって、排出事業者との間で指定産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立され、かつ、その取引関係の継続性が確実であることが必要であり、指定産業廃棄物の処理計画、処理状況等について、毎事業年度開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた日から 1 月以内）に指定産業廃棄物処理計画書（様式第 10 号）を、また、毎事業年度終了後 3 月以内に指定産業廃棄物処理状況等報告書（様式第 10 号）を知事に提出する必要がある。

問5 指定産業廃棄物の処理に関する基準はどんな事項か。

答5 法の処理基準を準用する。すなわち、飛散・流出の防止、悪臭・騒音・振動による生活環境の保全上の支障が生じない措置、保管する廃棄物の数量制限等が適用される。

IV-1-1 周辺地域・環境保全協定について

問1 周辺地域の範囲は誰が決めるのか。

答1 周辺地域の範囲は、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」を参考に、廃棄物の処理施設を設置する事業者が自ら決めるものである。

ただし、事業計画協議を行う場合は、関係市町村長等の意見をふまえて知事が述べた意見を斟酌して決めなければならない。(ただし、収集運搬業者及び再生輸送業者は、事業計画協議の手続で周辺地域の範囲について知事が意見を述べる機会がないので、原則どおり自ら決するものである。)

問2 施設敷地境界からの距離は実測する必要があるか。

答2 地図上の直線距離でよく、実測は不要である。

問3 周辺地域の決定の根拠となる施設敷地境界からの距離は、絶対的なものか。

答3 処理施設からの距離は、あくまで目安であり、その地域の状況に応じて増減することを前提とするものである。

問4 施設敷地境界からの距離内に自治会等の区域が含まれれば、その部分に人家があるかどうか等の事情にかかわらず、その自治会全体が周辺地域となるのか。

答4 お見込のとおり。

問5 周辺地域の範囲は県外に及ぶのか。

答5 県外には条例自体が適用されないため、条例で定める周辺地域の範囲は県外(長野市を含む。)に及ばない。

問6 自動車リサイクル法の解体施設・破砕施設に係る周辺地域の範囲はどうなるのか。

答6 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針の第2の(5)の施設として、施設境界から200メートル以内に存する自治会の区域を基本とすること。

問7 処分業の許可又は再生活用業の指定に関して、移動式の処理施設を排出場所においてのみ使用する場合は、周辺地域の範囲はどう考えるのか。

答7 条例第28条の趣旨に従って事業者において周辺地域の範囲をその都度決定し、当該周辺地域の生活環境に及ぼす影響について配慮されたい。なお、排出場所においてのみ使用する移動式の処理施設については、設置について事業計画協議は不要となっている。

問8 周辺地域を管轄する市町村に住居票をおくことは関係住民となるうえで必須か。

答8 原則としてお見込のとおり。

ただし、単身赴任者や親元から離れて通学する学生のように、住居票は別の市町村にあるが日常生活の相当部分を周辺地域で過ごす者は、「居所」を有する者として関係住民となる。また、周辺地域内で農業を営む者等は、住所又は居所に関わらず関係住民となることがある。(補足 外国人も住居票を作成できる法律が制定されました。施行日は未定です。)

問9 周辺地域内に居住していない者のうち、次の者は関係住民となるか。(いずれも周辺地域内において土地等を所有等する場合とする。)

- ① 土地を所有する者(いわゆる不在地主に該当する者)
- ② 別荘所有者

- ③ 市民農園の借主
- ④ 土地所有等を伴わずに立木のみ所有する者
- ⑤ 短期的な営業のための臨時的な事業場（屋台等）

答9 原則としてそれぞれ次に掲げるとおり、関係住民となる場合とならない場合がある。
ただし、関係住民となるには、いずれも登記その他の明認方法により関係住民たり得る何らかの権利・資格を当該者が有すること（生活環境の保全上の利害関係を有すること）が第三者にも明らかであることが必要である。

- ① 施設の所在する敷地の隣接土地所有者等、明らかに生活環境保全上の利害関係がある者であれば関係住民となる。
- ② 客観的に生活の本拠に準じた実態があることが明らかな者※であれば関係住民となるが、短期的な滞在者は関係住民とならない。
※ 概ね次のいずれかの事情を備えている場合を想定している。
 - ・ 地元自治会に加入している、祭礼の実行役員等として主体的に参加している、地元自治体にふるさと納税をしている等、地域コミュニティの一員となっていること。
 - ・ 通年で相当期間滞在していること（ほぼ毎週末別荘を利用している等）。
- ③ 反復継続して営農している場合は「農業を営む者」として関係住民となる。
- ④ その所有目的が客観的にも林業目的と認められるときは関係住民となる。
- ⑤ 関係住民とならない。

問10 周辺地域内の事業場に通勤する者、通勤通学等で周辺地域を毎日通過する者は関係住民となるか。

答10 いずれも関係住民とならない。

問11 周辺地域の外で廃棄物の積載車両が通行する道路沿いの住民は関係住民となるか。

答11 関係住民とならない。

問12 生活環境の保全に関する協定（環境保全協定）は必ず締結しなければならないか。

答12 条例第28条第2項で、事業者は関係住民等から環境保全協定の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努めなければならないこととしており、環境保全協定を締結することが望ましい。

問13 環境保全協定の内容は、県が決めるのか。

答13 具体的内容については、事業者と関係住民との間で協議し、両者合意の上で協定を締結することが必要である。

文例については県のホームページや社団法人長野県産業廃棄物協会のホームページ (<http://www.nagano-sanpai.com/pdf/kankyouhozen.pdf>) を参照のこと。

問14 環境保全協定を遵守しない場合は罰則等が適用されるのか。

答14 罰則はないが、内容によっては公害紛争処理制度の活用が可能である。

※ 公害紛争処理制度について

公害紛争処理制度には、次の手続がある。詳しくは県庁環境部環境政策課（026-235-7169）まで問い合わせのこと。

なお、あっせん以外については所定の手数料がかかる。

■あっせん■

あっせん委員が、当事者の**自主的解決**を援助、促進する目的で、その間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続

■調 停■

調停委員会が、当事者の間に入って話を積極的にリードし、**双方の互譲に基づく合意**によって紛争の解決を図る手続であり、一番多く利用されている。

■仲 裁■

当事者が、裁判所において裁判を受ける権利を放棄して、紛争解決を仲裁委員会の判断に委ね、その判断に従うことを約束（仲裁契約）することによって、紛争の解決を図る手続

当事者の合意によって、都道府県の公害審査会等ではなく、**国の公害等調整委員会に申請**することもできる。

IV-1-2 廃棄物の処理に関する記録・閲覧について

問1 いわゆる自社処理業者（受注した建設工事に伴い排出した産業廃棄物を自ら処理する者で廃掃法の業許可を有しないもの）には記録・閲覧の義務があるか。

答1 条例第29条の規定により、自社処理業者は許可業者と同様に記録・閲覧の義務がある。

問2 記録すべき事項として「点検」とあるが、これはどのようなものか。

答2 施設の修繕や部品の交換等のメンテナンス作業、ばいじんの除去等をいう。

問3 記録を閲覧しようとするときは、事前の申し込みが必要か。

答3 事前の閲覧申し込みは必須ではないが、閲覧日時等について事前調整することが望ましい。（事前申し込みがないため事業者が対応できなければ、閲覧を拒む正当な理由となることがある。）

問4 事業者が閲覧請求者に対し、閲覧目的を聴取することは許されるか。

答4 差し支えない。ただし、閲覧請求者が閲覧の目的を回答しないことのみをもって閲覧拒否の正当な理由とすることはできないし、特定の者に対してのみ閲覧の目的を聴取することも適当ではない。

問5 記録の閲覧請求は住所等を明かさずにできるのか。

答5 閲覧の資格を有する者は、関係住民、排出事業者又は工事発注者に限られているため、閲覧に際して事業者から請求があれば、閲覧する権利があることを事業者に示す必要がある。

問6 閲覧者の住所氏名等を閲覧簿に記入するよう求めることはできるか。

答6 差し支えない。

問7 記録の閲覧はいつでもできるのか。

答7 閲覧は、事業者の営業時間内であれば、原則としていつでも可能である。ただし、事業者の側に閲覧を拒む正当な理由があるときは当然閲覧することができないこととなる。

問8 記録のコピーや撮影は許されるか。記録内容を印刷した書面や記録の電子コピーを交付したり、記録自体を貸し出しするよう求めることはできるか。

答8 事業者の任意で許容することは差し支えない。

ただし、記録自体の貸し出しは、他の閲覧希望者が当該記録を閲覧できなくなるため、条例の趣旨に照らして認められない。

なお、廃棄物処理施設である焼却施設や最終処分場については、法で記録の閲覧が義務付けられており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」（平成10年5月7日付け衛環第37号）において、「公衆の縦覧に供されている申請書等の複写や写真撮影については、縦覧者が持参した携帯複写機やカメラを使用する場合や庁舎内の有料複写サービスを活用する場合等であれば認められること。」とされていることから、これらの施設に係る記録の閲覧については、当該通知に従い対応されたい。

問9 記録の内容は閲覧者が自由に使用・公表等してかまわないか。

答9 閲覧により知り得た情報は適正に使用し、公表、第三者への提供等は厳に慎むべきものである。

不適正な使用についてこの条例による罰則等はないが、事業者から民事上の損害賠償等を請求される可能性はある。

問10 条例第 30 条の「閲覧を拒んだとき」とは、どのような場合をいうのか。

答10 閲覧の求めに対して正当な理由がないのに閲覧をさせなかった場合をいうが、閲覧を困難にする行為がなされた場合も含む。

問11 閲覧を拒むことができる正当な理由とはどのようなものがあるか。

答11 概ね次のような場合が「正当な理由」となる。詳しくは逐条解説を参照のこと。

- ① 閲覧請求者が閲覧請求権を有することを疎明しないとき
- ② 業者の休日又は営業時間外に閲覧請求されたとき及び閲覧が営業時間外に及ぶとき
- ③ 業者の正常な営業に著しい支障を来すとき
- ④ 記録が存在しないとき（保存期間を過ぎた記録の場合等）
- ⑤ 閲覧請求が不当な目的で行われたとき
- ⑥ 天災その他特段の事情により記録を閲覧に供することが困難なとき

なお、いずれの場合においても閲覧請求者の身分にかかわらず平等に取り扱うべきものであること。（例えば、取引先である排出事業者には営業時間外でも見せておきながらそれ以外の者には②を理由に見せない、ということとはできない。）

IV-2 事業計画協議制度

問1 収集運搬業者は協議手続のどの部分を省略できるのか。

答1 「運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設」しか有していない場合は、条例第 28 条第 1 項の「廃棄物の処理施設」に該当するものがないため、事業計画協議の対象外である。

積替保管施設を有する場合は、事業計画の概要段階は不要である（従って、事業計画概要書の提出、事業計画概要説明会の実施及びその終了報告書の提出は不要となるが、事業計画書の提出以降の手続は処分業と同じ手続が必要となる。）。

ただし、積替え作業を屋内でのみ行う場合において、保管の方法が次に掲げるものであるときに限り、全ての協議手続が不要となる。（規則第 26 条第 5 号に該当）

(1) 普通産廃の収集運搬業

全量を容器に入れて屋外保管するか、全量を屋内で保管する。

(2) 特管産廃の収集運搬業

全量を容器に入れたうえで、その容器ごと屋内で保管する。

問2 積替保管施設を有する収集運搬業者は、周辺地域の範囲を自由に決められるのか。

答2 概要段階からの協議は不要のため、事業者が指針を参考に決定すること。

問3 処理能力のアップを伴わない変更であれば規則第 26 条第 3 号にあたるものとして協議不要となるか。

答3 協議不要となるものは、変更により生活環境への影響が生じる（環境負荷が増大する）おそれがないものでなければならないので、処理能力の変更の有無・程度にかかわらず、事前に県へ相談することが必要である。

問4 処分業の許可を新規に申請する場合において使用する施設の新規設置許可を申請するとき等、同一事業場内において同時期に複数の許可申請をする場合は、一つの許可申請に係る協議を行えば他の許可申請に係る協議を行ったものとしてよいか。

答4 事業計画協議は条例第 31 条各号の該当する号ごとに行わなければならないが、提出書類について記載を簡略化することができる場合があるので、個別に県へ相談すること。

問5 協議不要となる規則第 26 条第 6 号の「その他知事が認める者」とは、どのようなものがあるか。

答5 概ね次のようなものを想定しており、協議不要とする者を知事の自由裁量で拡大する趣旨ではない。

- ①大規模災害等の発生時等、大量の廃棄物について特に迅速な処理を行う必要があり、処理施設の設置・変更が速やかになされなければかえって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると知事が認めるとき。
- ②法改正があった場合や、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理しようとする場合などで、実質的な業務内容（扱う廃棄物の性状並びに廃棄物処理施設であればその設置の場所、種類、処理能力、位置及び構造）は変更せずに、条例第31条の第1号から第12号まで及び第16号から第19号までの申請をしようとするとき（生活環境への負荷を増大させることとならないものと認められるときに限る。）。
- ③設置について法第8条又は法第15条に規定する知事の許可を要する施設で、次のいずれ

にも該当するとき。

ア 新設しようとする施設が、既存の同種の許可施設の廃止に伴い設置するものであること。

イ 新設しようとする施設の処理能力が、廃止する施設の処理能力以下であること。ただし、一般廃棄物処理施設であって法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設と同種ではない施設（堆肥化施設を除く。）の処理能力は、廃止する施設の処理能力に比して10%以上増加しないこと。

ウ 新設しようとする施設によって生じる生活環境への負荷が、廃止する施設に比して増大しないと知事が認めるものであること。

④既に条例第31条第3号、第4号、第7号、第8号、第13号、第14号、第16号及び第17号の許可又は指定を受けている個人事業者が、法人化する場合であってそれら各号の許可申請をしようとするとき。

⑤既に条例第31条の事業計画協議を開始している者が、法人化や合併などをした場合であって、事業計画に変更が生じないとき。

なお、(3)を理由に事業計画協議を行わない場合にあつては、事前確認手続において「説明会の開催に係る書類」を提出すべきものとしているので留意されたい。

問6 変更の届出案件については協議不要か。

答6 事業計画協議は不要であるが、適切に地元説明等を行われたい。また、そもそも届出ですむ案件かどうかを事前に県に相談すること。

問7 事業計画（概要）説明会の開催について事前に十分周知し、会場や日程も適切に選定して開催したにも関わらず、関係住民の出席がなかった、又は若干名程度だった場合、条例に定める説明会を実施したことになるのか。

答7 関係住民には説明会の出席義務を課していないので、設問のような場合もありうる。この場合、事業者の周知行為に落ち度がなく、また、期日や会場の設定も関係住民が参加しやすいよう地域の実情を踏まえて行われたものと認められるときは、条例上の義務は果たされたものとなる。

問8 事業計画概要説明会・事業計画説明会とも、関係住民以外の者が参加することはできるか。

答8 関係住民に対する説明会であること、また、関係住民以外の者が多数参加することで、処理施設の設置等について深い関わりを持つ関係住民が事実上参加できない状況が生じかねないことから、関係住民以外の者が参加することは、原則としてできないものである。

ただし、関係住民の説明会への参加に支障がない場合において関係住民以外の者の説明会への出席を認めることや、条例上の手続によらない説明会を事業者計画概要説明会・事業計画説明会とは別の機会に関係住民以外の者に対して実施することを妨げるものではない。

問9 説明会の実施に当たっては参加者の住所・氏名等の申告（参加者名簿への記帳等）を求めることはできるか。

答9 関係住民であることを確認する上で最低限必要な範囲であれば差し支えない。

問10 説明会に関する記録中、質疑応答の状況については、質問者の肩書や氏名を記録する必要があるか。

答10 質問の内容とそれに対する回答の内容が重要なので、質問者の氏名までは記録する必要はない。

問11 事業計画（概要）書に対する意見書は、所定の期間の末日までに“発送”すればよいのか。それとも相手方に“到達”していることが必要か。

答11 意見書は、所定の期間の末日までに相手方（知事の場合と事業計画者の場合がある。）に“到達”していることが必要である。従って、所定の期間を過ぎてから相手方に到達した意見書は無効となる。

問12 関係住民以外でも「環境保全上の見地から意見を有する者」として意見書を提出することはできるか。

答12 差し支えない。

問13 事業者又は知事あての意見書を、住所や名前を伏せて提出することはできるか。また、住所等を伏せて縦覧するよう申し出ることは可能か。

答13 事業計画協議の趣旨は、廃棄物の処理施設の設置等について、開かれた場で、関係住民等の生活体験に基づく生活環境保全の見地からの意見を求めることであり、透明性確保のため、住所等を秘密にすることは認められない。また、住所・名前等が記載されていない意見書は、記載事項の不備として無効となる。

なお、縦覧に当たっては、個人からの意見については、住所のうち市町村名及び字名までは縦覧するが、住所の地番、氏名及び電話番号は縦覧しないものとする。

問14 意見書中、「事業計画者の氏名」欄から「意見を提出する者の区分」まで全て記入が必要か。

答14 「事業計画者の氏名」欄等は、当該意見書がどの案件に対する意見であることを特定する上で、「意見を提出する者の区分」欄は当該案件についてどのような立場から意見を述べる者であるのかを踏まえてその意見の内容の適否を知事が判断する上で、いずれも不可欠な要素であるから、記載に不備があるものは無効となることがある。

問15 事業計画（概要）説明会の経過はどのように記録したらいいか。終了報告書に録音物を添付すれば足るか。

答15 少なくとも質疑応答の部分については、後日その経過が客観的にもわかるように記録すること。記録の方法は要約筆記で足るが、さらに詳細な内容を把握する必要があると判断したときは、逐語的に記録したものを求めることがあること。

なお、県が実際に録音の内容を聞くことはしないので、必ず書面に質疑応答の内容を記載すること。

問16 事業計画協議の過程を経てもなお、関係住民の相当数が事業計画に反対している場合、どうなるのか。

答16 地域との合意形成は許可に当たって法律上必須の条件とまではされていないが、前述の「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」においても、排出事業者が処理業者を選定する際のチェックリストの一項目として「地域住民との関係」の項があるなど、地域との関係は重要である。

合意形成をはかるうえでは、公害紛争処理制度（p16 問 14 参照）の活用が可能な場合がある。

問17 事業計画協議が必要な案件について、協議を行わないまま許可申請したらどうなるか。

答17 条例第 49 条では、事業計画協議を行うよう勧告し、それに違反したときは同第 51 条の規定により公表することとしている。

また、条例は法律に準じる存在であり、これに従わないことは当該許可申請者の遵法意識の希薄さの表れに他ならず、適正な廃棄物処理を行うことが期待しがたいことから、不許可になる可能性が高い。

問18 不測の事態により、事業計画協議終了後に事業計画を廃止又は変更する場合、どのような手続が必要か。

答18 廃止の場合は手続不要である。変更する場合にあっては、協議手続を再度実施する必要がある場合があるので、あらかじめ県に相談されたい。

問19 事業計画協議終了後、許可申請はいつまでにする必要があるか。

答19 基本的には事業計画者の任意であるが、時間の経過により地域の状況が変わり、事業計画協議の趣旨にそぐわない事情が生じる可能性があるため、速やかに申請することが適当である。